解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

東京都板橋区小豆沢二丁目八番二二号

財団法人健康管理事業団

清算人　濱田　龍二

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年十月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

東京都千代田区一ツ橋二丁目六番二号

財団法人青鳥会

清算人　和田　明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号

財団法人静岡県漁船海難救済基金協会

代表清算人　田中　平八

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月一日開催の第五十七回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

三重県松阪市南町一五三番地九

社団法人三重県航空協会

代表清算人　岡井　紀道

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

滋賀県高島市新旭町旭一丁目一〇番一

財団法人高島地域地場産業振興センター

代表清算人　川島　諦

解散公告（第二回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十五年八月十二日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

福岡県田川市中央町一番一号

田川市土地開発公社

代表清算人　松岡　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

札幌市東区北一〇条東一丁目二番三五号

財団法人鉄北福祉北神会

代表清算人　井上　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

仙台市若林区若林一丁目八番二四号　サウスキャスル仙台内

サウスキャスル仙台管理組合法人

清算人　久保　明

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年九月十日、山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

山形県西村山郡大江町大字左沢八八二番地の一

西村山西部地区土地開発公社

清算人　鈴木　廣志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日開催の社員総会決議により、同日付けで解散致しましたので、当法人に対し債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十日

神奈川県横浜市神奈川区反町三丁目二二番二号

医療法人社団碧水会

清算人　根岸　隆

（連絡先）

東京都千代田区鍛冶町二丁目四番五号黒江屋鍛冶町ビル六階　向陽法律事務所

公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金第十八期決算公告

一、事業概要

ホームヘルパーの活動支援のための車両購入助成金として、社会福祉法人梅生会に五五〇、〇〇〇円を給付した。

二、財産目録（平成二十五年三月末現在）

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

平成二十五年十月十日

佐賀県佐賀市唐人二丁目七番二〇号

公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金

受託者　株式会社佐賀銀行

配当公告

滋賀県草津市馬場町二〇七番地二五

破産者　有限会社音島製作所

右の者に対する大津地方裁判所平成二十四年（フ）第三五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇一、〇三七、二八七円

（内優先的破産債権額

金五、四五三、三六五円）

一、配当することのできる金額

金一九、四二八、五八七円

（内優先的破産債権額

金五、四五三、三六五円）

平成二十五年十月十日

滋賀県大津市梅林一丁目三番一〇号滋賀ビル八階大津総合法律事務所

破産管財人　弁護士　野嶋　直

配当公告

大分県日田市亀川町三四二番地の一

破産者　株式会社ヤマニ

右の者に対する大分地方裁判所日田支部平成二十三年（フ）第八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一〇、五四〇、五一〇円

一、配当することのできる金額

金一一、八一四、三六三円

平成二十五年十月十日

大分県日田市淡窓一丁目四番四八号

破産管財人　一木　俊廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市本城一丁目一六七九番地、最後の住所栃木県足利市福居町一二一五番地

一　被相続人　亡　田村　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十日

栃木県足利市大町一三番地一三

相続財産管理人　菊池　正巳

第46期決算公告

平成25年10月10日

千葉県船橋市本町一丁目12番8号

株式会社セレモ

代表取締役　林　静香

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,419
	固定資産	18,422
	合計	22,842
負債及び純資産の部	流動負債	12,340
	固定負債	6,232
	株主資本	4,268
	資本金	50
	利益剰余金	4,218
	その他利益剰余金	4,218
	（うち当期純利益）	(1,445)
	合計	22,842